

農業委員会議事日程

日時：令和7年5月28日(水)午前10時00分

場所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
6. 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
7. 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第7号 遊休農地に係る非農地判断について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 令和7年度最適化活動の目標の設定等の変更について
11. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 13 名（6 番近藤委員欠席）
小山泰一農地利用最適化推進委員外 14 名
- ◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹

【 会議概要 】

- 滝沢局長 5月の総会を開催していきます。会長ご挨拶をお願いいたします。
- 保木野会長 (会長あいさつ)
- 滝沢局長 (経過報告)
- 議長 ここで委員の出欠等について事務局から報告をお願いします。
- 平塚次長 (出欠報告)
- 議長 定足数に達しておりますので、只今から会議を開会いたします。
日程第3「会議の決定について」であります。議案の内容からして本日1日と足りうると思
いますので、本日1日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。
次に日程第4「議事録署名委員の指名について」議長から指名するにご異議ございませ
んか。
- (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、15番 かまだけいこ 鎌田恵子委員、1番 おかだかずたか 岡田和孝委員の両委員に
お願いします。
- 日程第5「議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて」事務局から説明
をお願いします。
- 平塚次長 (説明)
- 議長 説明が終わりました。それでは質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声)
- 議長 進行の声がありますので、質疑・意見を終結し採決いたします。お諮りいたします。
議案第3号「農地法 第3条の規定による許可の取消しについて」原案のとおり可決することに
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり可決されました。
続いて、日程第6「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。事務局から説明をお願いします。

平塚次長	(説明)
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。
	(進行の声)
議 長	進行の声がありますので、質疑意見を終結して採決いたします。お諮りいたします。 議案第4号「農地法 第3条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり可決されました。 続いて、日程第7「議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
北村主任	(説明)
保木野委員	25日に山本推進委員と、現地確認しましたので報告いたします。 1番案件の場所は、屋代中学校より南東に約230mの田で、道路改良工事のため、住宅1軒の申請です。問題ないことを確認いたしました。
議 長	他に何かご意見ございませんか。
	(進行の声)
議 長	進行の声がありますので、質疑・意見を終結し採決いたします。お諮りします。 議案第5号「農地法 第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号は原案とおおり可決されました。 続いて、日程第8「議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
北村主任	(説明)
議 長	説明が終わりました。質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いいたします。
1番岡田委員	過日、地区推進委員さんと現地確認して参りましたのでご報告いたします。 先程のお話のように埴生地区6件なのですが、新規については2件、4件については先月の引き続きということになります。 まず1番案件がございますけれども、前月の2番案件で不許可とした1件でございますが、前月の申請書ですね、のり面についての記載がなく、農地との境界がどうするのか不明であったため不許可といたしましたが、今回は記載されており、問題ないと判断いたしました。 続いて、2番案件ですが、これは新規ですけれども、場所は寂蒔区の国道18号沿いにあります

社会福祉法人クロスロードより 200m ほど東側にあります畑使用されております。親族所有のため一部を貸借して店舗を設置する申請でございます。周囲は南側に道路、東側が宅地、北側西側は貸付人の土地で、田の周囲は全て宅地となっております。そういう意味では周囲に農地はありません。のり面は現状のままで、雨水は地下浸透、汚水の発生はなく問題はないと思います。

続いて、3 番案件でございますけれども、これも 4 月の 3 番案件で不許可とした案件でございます。前月の申請書では、埋め立てをするにも関わらずのり面は発生しないとの記載があり、疑問が残りました。また、添付された図面が尺度を含め、事務所と資材置き場の配置が書かれていましたが、土地の実測値がなく、あまりにもいい加減な図面であったと判断しました。今回は詳細図が添付され、のり面の記載もありましたので、問題ないと判断いたしました。

4 番案件でございます。4 月の 4 番案件で、これも不許可とした案件でございます。3 番案件と同様に図面の書き方がですね。寸法等の記載がなく、さらに一部が既に駐車場として使用されていたため、不許可といたしました。今回、詳細図面とですね、駐車場として使用された経緯と理由の説明が記載された顛末書が添えられており、許可可能と判断いたしました。

続いて、5 番案件でございますけれども、4 月の 5 番案件で不許可とした案件でございます。顛末書が添付されて畑の一部を進入路として使用したいと書かれておりましたが、現地確認の結果畑全面に碎石がされており、顛末書の修正が必要と判断し、不許可といたしました。今回、碎石の敷かれたことについての説明が顛末書に追記されており許可可能と判断いたしました。

続いて、6 番案件でございますけれども、場所は新区にありますが米沢表具店の南側 50m ほどにあります田で、4 区画の宅地分譲をする申請です。周囲は西側に道路、南側が宅地と田、東側北側が田で隣接農地耕作者 5 名の同意を得ております。

周囲はコンクリート擁壁による土留を施工し、雨水は浸透柵を設置して地下浸透。汚水は下水道接続で問題ないと判断しました。以上です。

2 番保木野委員

7 番・8 番案件ですが、25 日に山本推進委員と現地確認しましたので報告します。

7 番案件の場所は、生萱街道沿いで屋代中学校より南東に約 230m の田で、道路改良工事のため、住宅移転の申請ですが、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道使用で周辺に影響ない。他に問題がないことを確認しました。

続いて、8 番案件ですが、場所は粟佐神社の北約 100m で西隣はドラッグストアです。田ですが、住宅の申請です。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続、周辺に影響ないこと別段ないことを確認いたしました。以上です。

中條推進委員

近藤委員が欠席のため中條が報告します。

9 番案件ですが、住宅建設を目的とした農地転用申請です。22 日近藤委員と現調しました。申請地は県道白石千曲線倉科方面の富士見橋を渡り右へ沢山川沿い、市道を南へ 200m いったところの東側の畑です。申請地は祖父所有で、申請者に分筆されており、隣接する他人所有の農地はありません。土砂の流出崩壊についてはですね、市道と 50cm ほどの高さののり面となっております。土壌の流出はありません。農業用排水機能について農業用の用水路はありません。雨水は地下浸透、生活排水は公共下水道に接続。周辺農地への日照、風通しについてですが、計画建物は隣地実家境界線より 2m 距離を空けて建設する平屋。高さ 5.8m ぐらいで周辺農地に対する日照風通しの影響は軽微です。以上のことから申請に対する問題はないと考えています。以上です。

8 番柳澤委員

8 番柳澤です。26 日に青木推進委員と確認に行きまして、場所は県道小峰稻荷山線を大田原方面に向かい、ループ橋を過ぎ第 40 号カーブを過ぎると右手に旧更埴市西部農協の堆肥センターの施設が見え、その南の面した土地が申請地であります。辺地債というものを活用しまして、農業機械の購入と格納庫の建設ということの申請であり、諸条件排水の措置建物の高さ等措置が十分であることを確認しました。

- 11 番綿貫委員 11 番綿貫です。この案件は今まで貸借していたところから、売買の話が出まして売買するようになって書類を作って提出する段階で、許可を得ずに碎石を入れたり、芝を植えたりしてしまったということです。顛末書がついており、今後一切そのようなことはしないし、たまにハウスのところに玉ねぎハウスを事務所代わりにちょっと使っておったんですが、それも撤去するというように改善が見られます。駐車場はそのままですが許可をしても良いのではないかと思います。以上です。
- 4 番滝沢委員 12 番 13 番案件について、過日担当農業委員推進委員さんと現地確認を行いましたので報告いたします。まず 12 番案件ですが、申請地は国道 18 号線の法務局のあった通りを福井地区に入り、しなの鉄道を渡り、南へ 150m ほどの所にある田で、建売住宅を 2 区画、建築販売したいという計画です。東側は用水路を挟んで道路。北側は道路を挟んで宅地。西側と南側は農地でコンクリート擁壁により土留を施工し、土砂の流出を防止。雨水は地下浸透、汚水排水は公共下水道接続。隣接耕作者の同意を得ており問題ないと考えます。
続いて 13 番案件ですが、申請地は、しなの鉄道戸倉駅の東側サクラケアパークを下ったところにある田で、建売住宅 5 区画、建築販売したいという計画です。北側南側は農地、東側は農地一部宅地に面しており、西側水路を挟んで道路です。農地との境界はコンクリート擁壁により、土留を施工し、土砂流出を防止掘削面にはシート等で覆土をしてのり面の崩れを防ぎ、雨水は敷地内浸透処理、汚水は下水道接続。隣接耕作者の同意も得ており、問題ないと思います。以上です。
- 7 番中島委員 過日に関係農業委員推進委員と現地調査した結果を報告いたします。場所につきましては、千曲線内川区のウエルシア千曲内川店、南方戸倉方面約 30m にある宅地化が進む農地で、現在アパート住まいのため、父親所有の田の西側に使用貸借権を設定して新築住宅を建設する申請です。申請地の北側は市道、西側は蓋付き農業用水路を挟んで市道、東側は父親所有の田、南側は宅地です。隣接者父の同意を得ており、雨水は地下浸透、用水路につきましては、機能が低下ないように施工、汚水は公共下水道に接続予定であり、問題ないと思います。以上
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声)
- 議 長 進行の声がありますので、質疑・意見を終結し採決いたします。お諮りします。
議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので議案第 6 号は原案とおり可決されました。
続いて、日程第 9「議案第 7 号 遊休農地に関わる非農地判断について」を議題といたします。
事務局から説明お願いいたします。
- 平塚次長 (説明)
- 議 長 説明が終わりました。それでは質疑を一括してお受けいたします。

(進行の声)

議 長

進行の声がありますので、質疑・意見を終結し採決いたします。お諮りいたします。
「議案第 7 号 遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。
続いて、日程第 10. 報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

平塚次長

(報告)

議 長

ただいま説明が終わりました。報告事項についてご質問ご意見がありましたらお願いします。他にございませんか。無いようですので続いて、日程第 11、その他について事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

議 長

全体として何か質問があればお願いします。それでは以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午前 10 時 48 分